

## 専門指導員が使用する銃は、県予算で購入し、県の施設内に保管

- 銃刀法第4条第5項の規定に基づき、県（法人）がその職員（＝鳥獣被害対策専門指導員）に有害鳥獣捕獲等の用途に供するため猟銃を所持させようとする場合に該当するものとして、当該職員が猟銃の所持許可を受けている。
- 専門指導員が業務で使用する猟銃については、備品として県予算で購入しており、県の施設内に保管設備を整備の上、当該施設内に保管している。
- 銃の使用に関しては、専門指導員が使用する銃及び実包の取扱要領を定め、銃が使用可能な場合は、「①有害鳥獣捕獲等の業務で捕獲した鳥獣の止め刺しを行う場合」、「②射撃技能の維持向上のため射撃場で射撃訓練を行う場合」に限定している。

## 狩猟免許及び銃所持許可に必要な手続き等は職務として整理

- 専門指導員が野生鳥獣の捕獲推進及び被害防止対策の強化を行うにあたり、狩猟免許取得及び銃の所持許可は必要な手続きであり、当該手続きを服務上、職務としている。
- ※本事業は、当時、減少・高齢化が進んでいる狩猟者を一人でも確保し、育成していきたいという目的も持っており、狩猟免許の有無を要件とはせずに、雇用している。
- そのため、狩猟免許取得に当たっては試験、銃所持許可については、講習、教習資格認定申請、所持許可申請等について、服務上は出張扱いとし、旅費支給の上、受講料及び手数料については、公費支出としている。

## 活動区域は、市町村と調整の上、決定し、区域ごとに役割分担しながら捕獲に従事

- 県と市町村とで、専門指導員による有害鳥獣捕獲に関する支援の要否を確認の上、市町村の鳥獣被害対策実施隊の状況など、情報共有を実施し、専門指導員による有害鳥獣捕獲の実施範囲等を協議する。
- 専門指導員は、市町村の鳥獣被害対策実施隊が対応困難な場所等、上記協議により定まった活動区域内で捕獲業務に従事する。

### 【今後の展開】

- クマの捕獲に関する知識、技術習得のための研修の実施や、県北地域への配置など、専門指導員の配置及び職務の拡大について検討。
- 県職員向けにアンケート調査を実施し、市町村の鳥獣被害対策実施隊への協力を依頼する通知を発出予定。

# (参考) 有害鳥獣捕獲に携わる人材の確保【鳥獣被害対策専門指導員の配置】

## «鳥獣被害対策専門指導員の配置経緯（平成29年当時）»

- ▶ 近年、イノシシやニホンジカ等による農林業被害等が増大している一方で、これらの野生鳥獣を捕獲する狩猟者は減少・高齢化していることから、狩猟者の確保・育成は喫緊かつ重要な課題となっている。
- ▶ 県においてもイノシシ等の野生鳥獣の生態に精通し、野生鳥獣の捕獲等に知識と技能を有している人材を配置し、野生鳥獣の捕獲推進及び被害防止対策の強化を行うことにより、農林業被害等の低減を図るため、鳥獣被害対策専門指導員を配置するもの。

## 鳥獣被害対策専門指導員の概要

- ◆ 県のパートタイム会計年度任用職員として、県南部の大河原地方振興事務所に9人配置（うち 7人：警察OB、2人：自衛隊OB）。
- ◆ 鳥獣被害対策専門指導員は県単独費で運用（令和7年度予算額 51,334千円）。
- ◆ 狩猟免許未取得者は免許取得も含め、野生鳥獣に関する知識と技能を持った狩猟者として育成し、捕獲活動等を通じて、農林業被害の低減等に貢献。

- 業務内容
- ① 設置わな巡回（2～3人体制で輪番により土日も巡回）
  - ② 捕獲時対応（複数名で対応。止め刺しから処分まで実施）
  - ③ 車両等清掃（豚熱対策）、わな整備



箱わなの設置・メンテナンス  
(現在はくくりわなも活用)



止め刺し  
(現在、銃による止め刺しはくくりわな時が多い)

## 市町村及び県の役割分担

市町村	県
<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣被害対策実施隊を組織</li><li>・有害鳥獣捕獲を実施</li><li>・捕獲の中核を担う人材の後継者不足が課題</li></ul> <p>※農家からのわな設置の要望にも全て応えられない状態</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣被害対策専門指導員を配置</li><li>・市町村による有害鳥獣捕獲を支援</li></ul> <p>実施隊の対応が困難な場所等で捕獲を実施 → <b>捕獲圧の強化</b></p>

## 捕獲実績の推移

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
24	129	212	188	154	221	249